

# オールトヨタの仲間

## 全トヨタ労働組合

〒472-0043 知立市東栄3-25  
 西三河地域労働組合総連体内  
 TEL080-1556-8284・FAX 0566-95-0510  
 Email: [atunion@mail.goo.ne.jp](mailto:atunion@mail.goo.ne.jp)  
 HP URL: <http://www.katch.ne.jp/~atunion/>  
 発行責任者：若月忠夫

# トヨタの社員 過労自死 労災認定裁判 動き出す！



トヨタ自動車  
本社

トヨタ社員の過労自死労災認定裁判とは

トヨタ社員のKさんは1990年4月にトヨタ自動車に入社。トヨタ本社生産技術部に配属され、生産設備の立ち上げ業務に携わってきました。2008年のリーマンショック、激変する経営環境の中、職場は大幅人員削減と残業禁止通達。スリムな要員で最大の利益を上げる体質への変貌の中、減らない業務量と共に過重業務と上司からのパワハラが加わって「うつ病」を発症し、自死しました。2011年豊田労基署に労災申請しましたが不支給。再審査請求も棄却され2015年に名古屋地裁に労災認定裁判提訴。裁判の過程でトヨタはKさんの業務に関する文書を「機密情報」であるとの理由で一貫して文書開示を拒否。これに対し原告側は裁判所に対して文書開示を求めて闘って来ました。

### トヨタに「被災者の働き方を裏付ける諸資料」の提出を要求

過酷な業務と上司からのパワハラによって自死したトヨタ自動車社員への労災認定を求める裁判は10月15日の第13回弁論をもって再開されました。この裁判はトヨタが国に対して、被災者の過重な働き方を裏付ける諸資料（彼が参加している会議の議事録や生産準備の遅れなどを示す日程表や週報）の提出を拒んでいたため、原告側から裁判所にトヨタに対し

### 開示された文書は原告の主張を裏付けるものだった

開示された文書は、ほぼ原告側の主張を裏付けるものであり、原告側は開示された文書を証拠として提出するとともに、それにひまえてこれまでの主張を補強する準備書面を10月15日の公判に一部提出しました。更に原告側からは専門家からのトヨタ生産方式についての意見書の提出を予定していますが、国側はこれらに対して反論は現時点では準備しておらず、次々回あたりから証人尋問に向けた調整に入る可能性があります。支援する会は「原告を励まし応援していきます」とコメントしました。次回の公判予定は、来年の1月21日13時30分からです。多くの方の傍聴をお願いします。

## 過労死は企業による犯罪です

「高プロ」制度を職場に入れさせるな！

今年6月、安倍政権は「働き方改革」一括法を強行成立させました。その中身は、過労死認定基準まで働かせることがOKの「時間外労働の上限規制」、名ばかりの「同一労働・同一賃金」、そして「高度プロフェッショナル制度（高プロ）」の新設。とりわけ、労働基準法に明記されている労働時間の制限を一切取り払い、労働者の自己責任で何時間でも働くことを可能にするこの高プロ制度の新設は、「過労死を増加させるものだ」として過労死家族の会や労働弁護団、労働組合が強く反対してきた法案です。このような法を絶対に職場に持ち込ませずには行けません。過半数労働組合や従業員代表が労使委員会に反対すればそれは可能です。

### トヨタではすでに・・・

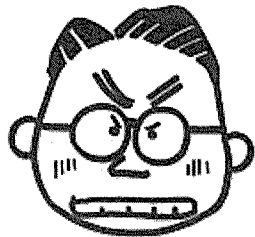
しかしトヨタにはトヨタ版「高プロ」制度とも言えるような制度がすでに持ち込まれています。FTL（一）と命名された「時間と場所にとらわれない新しい働き方」がそれです。それは事務・技術職の主任クラス（係長級）2000名に導入されています。今はまだ大きな問題は出ていないようですが、労働者へのしわ寄せはこれから表面化してくるでしょう。

### トヨタ系職場でこれ以上の過労死を出させるな！

①1週間に1回、2時間出社すれば、他はこの時間帯、どここの場所で働くも自由、  
 ②手当は月45時間分の時間外手当を固定して支給するというこの制度が適用される労働者は年間360時間の時間外労働の計画を提出させられています。ですが360時間の時間外労働で業務が完遂するという保証はどこにもありません。「時間と場所にとらわれない働き方」からして労働時間の管理は極めてルーズであり、業務を完遂することだけが求められる、個人の自己責任で労働時間はいくらでも延ばされることにもなりかねないので、こうして労働者は精神的にも肉体的にも極限まで追い込まれて行きかねない、労働者に過労死を強制しかねない（しかも水面下で）制度なのです。私たちはこのような制度には断固反対します。また各企業への類似の制度の導入や「高プロ」制度の導入に反対します。

# 全トヨタ労連の19春闘方針に疑問

## ベア要求放棄か？



9月14日に開催された全トヨタ労連の定期大会で「来年の春闘では、労連として統一したベア要求をしないことを検討中」であることが明らかにされた。また、労組ナショナルセンターである「連合」もこの流れに追随して「上げ幅から絶対水準重視へ」を打ち出し、トヨタ自動車労組は10月13日の大会で「賃金改善分の要求とそれを巡る交渉という方式を改める」ことを決定した。今後は各々の組合ごとに、絶対額で要求し交渉していくというのです。

**だがこれで賃上げはできるの？**

トヨタ系諸企業の各労組が各々バラバラに、企業規模や業績に見合った形で、また、様々な労働者の職種や能力などにふまえて絶対額で賃金要求額を決定し、バラバラに交渉することになります。しかしこれまで、トヨタ労組に追随する形でしか春闘に取り組んでこなかったトヨタ労連の各労組は、このように要求を組み立てる能力を持っていません。

**労働者をこき使い会社利益の最大化を狙う**

トヨタ労連は「何を求めることが：会社の競争力強化に結びつくのか考える」とも言っています。これでは始めから会社の言いなりになるといふ宣言ではないですが、実際には、労働者をより一層こき使い会社利益を最大化する観点から、ほんの一部の労働者の賃金は上げられるけれども、その他多くの労働者の賃金は徹底して抑さえ込むという、経営者の恣意的で差別的な賃金決定を唯々諾々と受け入れることにしかならないのです。

**闘わなければ要求は勝ち取れない**

労働組合が弱体化したと言われて久しいけれども、しかし、経営者の施策に期待するのではなく、労働者が労働組合の下に団結し、経営者に「賃金を上げろ」と要求していくことが賃上げ闘争の出発点であることには変わりありません。賃上げ闘争の終焉は許せないとの思いを込めて、各組合の中で「ベースアップを掲げて春闘を闘おう」と声を上げていくことではありませんか。

## 労働相談コーナーより

「助けてください」

トヨタ・系列会社に広がるパワハラ



11月は国が設定した「過労死等防止対策推進」月間でした。皆さんの職場ではどのような取り組みが行われたでしょうか。当労組へのここ数年の相談トップは「パワハラ」です。そのために精神疾患で苦しんでいるという内容が多くなっています。どこの職場でも人手不足で、生産性を上げることが至上命題になっていて、協力体制も取れずに業務量の増大となり、管理職が血眼となつて部下に無理難題を押しつけトラブルとなるケースです。

愛知県内ではこの5年間で、過労死と認定された件数が51件に上っています。精神疾患による自殺が増えているのです。当労組に相談したことで大事に至らずに済んだケースもあります。私たちは皆さんの味方です。早めにご相談ください。

## アスベスト(石綿)による被害救済に取り組んでいます。



トヨタやデンソーで働いてきた労働者の中に、アスベストを直接的、間接的に吸い込んだことにより、心臓や肺などの上皮細胞が侵されて癌になった方の遺族からの相談があり労災認定に取り組んでいます。吸い込んでから癌になるまでは25年から50年程度たってから症状がでるそうです。年輪的には現在60歳代70歳代に多く見られ、現在働いている人の父親が最も危険であり調査が必要です。そのような人の救済に取り組みます。電話でご相談ください。

石綿は天然に産出するもので、日本でも取れますが、多くは外国から輸入されてきました。石綿は優れた有用性と経済性を持っており重宝され、1960年頃から1995年頃まで様々な製品に使われてきました。鋳物工場での部材に使われたり、車のブレーキパッドしかり、用途が広い建材などにも使用されました。

しかし石綿の危険性が明らかにされた後も使い続けられて健康被害が広がりました。現在では使用禁止となっています。

### 私たちはこんな組合です

- ひとりひとりの要求を大事にする組合です。
- ひとりだけでなく、みんなで力をあわせる組合です。
- 現在組合員募集中です。ひとりでも加盟できる組合です。
- 派遣社員、期間工、パート、役職者の人も加盟できる組合です。
- 私たちの組合はトヨタ系企業で、働く人たちによって構成されています。

### 《労働相談受付》

派遣、請負、パート、賃金不払い、雇用問題、長時間労働、労災、セクハラ、いじめ、首切り、無償残業・・・一緒に解決への一歩を踏み出しましょう。

まずは当組合へご一報を！